ベビーシッター利用支援事業【助成券方式】（事業者連携型）

（新型コロナウイルス緊急対応）のご案内

品川区では、新型コロナウイルス感染拡大の影響による保育所等の臨時休業等に伴い、医療従事者等社会の維持に必要なサービスに従事している保護者が緊急の保育の代替手段としてやむを得ずベビーシッターを利用する場合の経済的負担を軽減するため、緊急対応として本制度を創設しました。

１　制度の概要

　（1）利用対象者

　　次の要件を満たす方が対象となります。

　　①　申請時点で児童と保護者が品川区内に住民票があり、実際に居住していること

　　②　在籍している保育所等が新型コロナウイルス感染拡大のため臨時休園等（登園自粛要請も含む）の措置を行ったため、登園が出来なくなった児童の保護者

③　医療従事者等社会の維持に必要なサービスに従事しており、仕事を休むことが困難な場合

　　　※　在宅勤務については、在籍している保育所等が臨時休園等をしており、やむを得ずベビーシッターを利用した場合のみ、家庭の状況や仕事の内容等を個別に確認させていただいたうえで助成対象となるかを審査します。

　　④　保育の必要性の認定を「就労要件」で受けている。または認定を受けるにあたる就労状況であること。

　　　※　保護者それぞれが保育を必要とする事由に該当する必要があります。

　　　ただし、ベビーシッターの利用時に保護者が育児休業期間中や出産休暇中の場合は、助成対象外となりま

す。（必要に応じて、書面の提出や勤務先に就労状況の照会をさせていただく場合があります。）

　　　※　ベビーシッター１人が児童１人を保育している場合のみ、助成対象となります。１人のベビーシッターが複数人の児童を保育している場合には、助成対象外となります。

　（2）利用方法

　　①　提供されるサービスは、都が認定した事業者が派遣するベビーシッターによる利用対象となったお子様の保育です。保育場所は、対象となるお子様の自宅に限ります。

　　　　※家事援助、送迎、兄弟姉妹の保育、その他の付随サービスは、一切含みません。

　　②　本事業の利用可能時間は、**月曜日から土曜日まで**（ただし、祝日、休日及び年末年始（12月29日から

1月3日まで）を除く）の**午前7時から午後10時まで**です。

③　利用可能期間は、令和２年９月３０日までとなります。

　　※感染症発生の状況によって、上記期間が変更される場合があります。

④　対象のお子様一人あたりの利用上限は以下のとおりです。（お子様の保育認定区分により異なります。）

|  |  |
| --- | --- |
| 保育短時間認定（相当） | １日８時間かつ月１６０時間まで |
| 保育標準時間認定（相当） | １日１１時間かつ月２２０時間まで |

 ※保育の必要性の認定を受けられていない方で、ご自身が認定を受けられる対象であるかや、保育時間の

　　 認定区分について、ご相談したい場合は、事前に保育支援課開設・計画担当までご相談ください。

⑤　具体的な利用時間については、前述の時間の範囲内かつ就労時間＋往復の通勤時間内で利用者（認定事業者と本事業の契約が成立した方）と認定事業者の契約により定めます。

　　　　※認定事業者とのベビーシッターの利用日時の調整は、十分な時間的余裕をもって行ってください。

　　　　※利用日時については、利用者と認定事業者間での調整となります。

　　⑥　利用者は、本事業の専用システムにおいて発行した助成券を利用することによって、利用時間内であれ

ば、いずれの時間帯においても、**１時間あたり１５０円（税込）の利用料**でベビーシッターを利用す

ることが出来ます。

⑦　基本保育料以外の料金（入会金、保険料、交通費等）は、認定事業者と利用者との契約によるものとし、

助成の対象外となります。

　（3）申請方法

　　　 申請にあたっては、事前に品川区ホームページをご参照くださいますようお願いいたします。

　　　（該当ページのURL）https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kodomo/kodomo-hoyou/20200513135741.html　　　　※ご参照になれない場合、品川区保育支援課開設・計画担当までお問い合わせください。

　　　　　以下より申請方法の説明となります。

　　 ①本事業の利用を希望する場合、あらかじめ「（コロナ対策）ベビーシッター利用支援事業利用約款」（品川区ホームページ上に掲載）を必ずお読みください。利用約款の記載事項すべてに同意することが利用の条件です。

　②利用約款を確認したのち、「ベビーシッター利用支援事業　対象者確認申請書（コロナ休園用）」（品川区ホームページ上に掲載）を記入し、勤務状況証明書（コロナ休園用）とあわせて保育支援課開設・計画担当まで提出して下さい。

　　**※コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間、なるべく郵送でのご提出をお願いいたします。**

　③区で「対象者確認申請書（コロナ休園用）」を受理後、審査し、対象者に「ベビーシッター利用支援事業　対象者確認書（コロナ休園用）」を郵送で交付します。

　④利用者は、「対象者確認書（コロナ休園用）」が交付されたら、都のベビーシッター利用支援事業認定事業者の中から事業者を選び、「対象者確認書（コロナ休園用）」を提示のうえ、契約交渉を行い、契約を締結します。

　　※都のベビーシッター利用支援事業認定事業者については、東京都福祉保健局ホームページをご参照く

ださい。

URL：<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/bs/jigyoushalist.html>

⑤利用者は、契約締結後、ベビーシッター利用開始日の**10日前（土日祝日を除く）まで**に契約書を保育支

援課開設・計画担当窓口まで持参し、「アカウント発行申請書（コロナ休園用）」を記入し、提出して下

さい。

**※コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間、郵送での提出も可とします。詳しくはお問合せ**

**ください。**

⑥区で「アカウント発行申請書（コロナ休園用）」を審査した後、東京都へ送付します。Web上の専用シ

ステムにおいて、 助成券を発行するためのアカウントが、東京都から委託を受けた公益社団法人全国保

育サービス協会から利用者へ発行（郵送）されます。

２　その他

　（1）利用の終了について

　　　（コロナ対策）ベビーシッター利用支援事業利用約款第１１条に該当する場合は本事業の利用は終了とな

り、助成券は失効します。

また、区に提出した書類等に虚偽があった場合や都や区が本事業の利用が適当でないと判断した場合、

助成金を返還していただく場合があります。

　（2）助成金の所得税法上の取扱い

　　　　本制度における保育料助成金は、所得税法上の課税対象の所得とはなりません。

詳細については、お住まいの地域の税務署にお問い合わせください。

（問い合わせ先・申請書提出先）

〒１４０－８７１５　品川区広町２－１－３６　品川区役所　子ども未来部　保育支援課　開設・計画担当

ベビーシッター利用支援事業担当　電話５７４２－６０３９

